



No. 59

(別冊)

行 会 村 庁
集 度 村 課
報 編 報 集
重 三 廣 報 集

目次

条 例

条 例

○ 度会村条例第三十一号

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
昭和四十年八月一日
三重県度会村長 大野 真資

○ 度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例…(条例第三十一号)

○ 度会村課室制条例の一部を改正する条例…(条例第三十二号)

○ 度会村選挙管理委員会の事務に従事する従事員に関する条例の一部を改正する条例…(条例第三十三号)

○ 度会村公民館設置および管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例の一部を改正する条例…(条例第三十四号)

○ 度会村議会議員定数条例…(条例第三十五号)

○ 度会村立会演説会の開催に関する条例…(条例第三十六号)

○ 度会村派遣研修生に対する旅費支給条例…(条例第三十七号)

○ 度会村議会医師誘致特別委員会条例…(条例第三十八号)

○ 度会村条例第三十二号

度会村課室制条例の一部を改正する条例
昭和四十年八月一日
三重県度会村長 大野 真資

○ 度会村課室制条例の一部を改正する条例…(条例第三十二号)

○ 度会村条例第三十三号

度会村選挙管理委員会の事務に従事する従事員に関する条例の一部を改正する条例…(条例第三十三号)

○ 度会村条例第三十四号

度会村公民館設置および管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例…(条例第三十四号)

○ 度会村条例第三十五号

度会村議会議員定数条例…(条例第三十五号)

○ 度会村条例第三十六号

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の国民健康保険税から適用する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

昭和三十八年度度会村条例第十八号の一部を改正する

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年七月四日から適用する。

○ 度会村条例第三十四号

度会村公民館設置および管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例の一部を改正する条例
昭和四十年八月一日
三重県度会村長 大野 真資

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年七月四日から適用する。

職 名	費用弁償額	職務の内容
選挙管理委員	一、二〇〇円	投票の開始より開票事務の終了まで
員会書記		

別表第二

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年七月四日から適用する。

○ 度会村条例第三十五号

度会村議会議員定数条例
昭和四十年八月一日
三重県度会村長 大野 真資

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第九十一条第二項の規定により、度会村議会議員の定数を次のとおり定める。

記
十六人
附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

○度会村条例第三十六号

度会村立会演説会の開催に関する条例
右公布する。

昭和四十年八月一日

三重県度会村長 大野 真資

度会村立会演説会の開催に関する条例

例

(この条例の趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十条の二の規定に基づき、度会村長選挙における立会演説会の開催について必要な事項を定めるものとする。

(立会演説会の開催計画及び告示)

第二条 度会村選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、予め立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説することのできる候補者の演説の時間を決定し、選挙の期日の告示と同時にこれを告示しなければならない。

2 前項の規定による決定をするに当っては、委員会は、村の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めてその意見を聴くことができる。

(立会演説会への参加)

第三条 立会演説会に加わろうとする候補者は、委員会にその指定する期日までに

前条第一項の規定により告示された各立会演説会の開催日及び会場につき、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出のあった候補者の各立会演説会における演説の順序は、委員会がくじで決定する。この場合において、委員会は、その者の演説することのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

3 前項の規定により立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、委員会は、直ちにその旨を当該候補者に通知するとともに、告示しなければならない。

(立会演説会への指定期日後の参加)

第四条 前条第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わろうとするものは、委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出のあった候補者については、委員会は、その者の演説をすることのできる立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序を定め、前条第三項の例により、その旨を通知するとともに、告示しなければならない。

(参加申出者が二人に満たない場合)

第五条 第三条第一項及び前条第一項の規定により申出をした者が一人であるとき(候補者が死亡又は候補者たることを辞したため、申出をした者が一人になった場合を含む。)においては、当該立会演説会は行なわれない。

(立会演説会開催の周知方法)

第六条 委員会は、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見易い場所

に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説会を行なうべき候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、一会場につき十五箇所以上でなければならない。

いう。)に対する旅費の支給については必要な事項を定めることを目的とする。

2 委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

第二条 度会村議員の旅費に関する条例(昭和三十四年度会村条例第二十六号)の規定にかかわらず、研修生に対する旅費の額は、別表のとおりとする。

(立会演説会の開催を中止する場合)

第三条 研修生として村長の派遣命令を受けた職員に対する旅費の支給は、次に掲げる派遣命令の条件により支給するものとする。

第七条 法第百条第一項の規定に該当し、投票を行なうことを必要としなくなったときは、立会演説会開催の手續は、中止する。

一、通勤 二、宿泊

2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により立会演説会の開催が不能となった場合においては、これに代るべき立会演説会は行なわれない。

附則 この条例は、公布の日から施行する。別表 旅費の額

(実施規定)

一、車 賃 費
二、鉄道費 実 費
三、日 当 一日につき二五〇円
四、宿泊料 一夜につき 五〇〇円

第八条 この条例に規定するもののほか、立会演説会の開催について必要な事項は、委員会が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。別表 旅費の額

附 則

昭和四十年八月一日

この条例は、次の度会村長選挙から施行する。

三重県度会村長 大野 真資

○度会村条例第三十七号

度会村議会医師誘致特別委員会条例

度会村派遣研修生に対する旅費支給条例
右公布する。

第一条 度会村議会に特別委員会を置き、その名称を医師誘致特別委員会(以下「委員会」という。)と称し、次のことを所管する。

昭和四十年八月一日

第二条 委員会の委員の定数は、七人とする。

三 重 県 度 会 村 長 大 野 真 資

第三条 委員会の運営については度会村議会常任委員会条例(昭和三十年度会村条例第七号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、昭和四十年八月一日から施行する。

第一条 この条例は、三重県自治研修所が実施する三重県内において行なわれる研修会に派遣する職員(以下「研修生」と

附 則